

新型コロナウイルス感染症の影響による人権侵害行為に関する会長声明

新型コロナウイルスは世界中に甚大な被害をもたらし、現在も医療従事者をはじめ多くの人々が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束に向けて奮励努力されているところです。

我が国では、本年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象とする緊急事態宣言が出され、その後、同月16日にはその対象地域は全国へと拡大されました。その後、5月14日に、佐賀県を含む39県を対象に緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の感染は未だ予断を許さない状況にあります。

このような状況下において、今般、新型コロナウイルス感染者及び医療従事者並びにその家族等に対する不当な差別的言動など様々な人権侵害が深刻な問題となっており、佐賀県内においても、新型コロナウイルス感染者の自宅に石が投げられるという事例が発生しています。

このような行為を行った場合、人権侵害を受けた方々の心を深く傷つけるだけでなく、行為者自身が民事上の責任として損害賠償責任を負う可能性や、犯罪行為として刑事罰を科される可能性がありますので、決して許されない行為として、厳に慎まなければなりません。

また、このような人権侵害が助長されると、感染症が疑われる方が医療機関等への申告や受診を差し控えたり、感染経路や濃厚接触者の有無等の調査への協力を差し控えるなどして、感染症拡大の防止に支障を生じさせる結果にもつながりかねません。

今、私たちが行うべきことは、感染者等の人権侵害行為を行うのではなく、一刻も早く新型コロナウイルス感染症の感染拡大を収束させるために、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識をもって予防行為を行うことではないでしょうか。

現在、誰もが新型コロナウイルス感染症に感染する危険を抱えているのであり、いつ自分や大切な人たちが感染してもおかしくない状況にあります。

このような状況だからこそ、感染者の方々が様々な恐怖や不安を抱きながら日々生活していること、医療従事者の方々が私たちのために新型コロナウイルスと闘っていることを理解し、一人一人が思いやりを持って冷静に行動することが大切です。

佐賀県弁護士会は、新型コロナウイルス感染症の影響による人権侵害行為に強く反対し、新型コロナウイルス感染者及び医療従事者並びにその家族等の人権を守るために、法律相談などの法的支援を通じて、今後も全力で取り組んでいく所存です

2020（令和2）年5月25日

佐賀県弁護士会
会長 富永 洋一